

『うかる！ 司法書士 必出 3300 選／全 11 科目 [4]

憲法・刑法・民訴・民執・民保・書士・供託法編 第 3 版』補遺

2024 年 5 月

- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 66 号、令和 5 年 7 月 13 日施行）による訂正事項

<罪名の改称>

○75 ページ

- ・強制わいせつ（旧 176 条）⇒ 不同意わいせつ（176 条）
- ・強制性交（旧 177 条）⇒ 不同意性交（177 条）

<性交同意年齢の引上げ>

○83 ページ

- ・性交同意年齢（性的判断能力が備わる年齢）が 13 歳以上から 16 歳以上に引き上げられ、「16 歳未満」の者に対するわいせつな行為、性交等は、同意の有無を問わず、処罰されることになった（176 条 3 項、177 条 3 項）。

上記の訂正事項を織り込んだページ（PDF）を作成しました。
学習の際はこちらと差し替えてご利用ください。

- 08 □□□ 日本国外から毒薬を国内に郵送し、**国内で服用**した者が**国外で死亡**した場合には、日本の刑法が適用される。
→ 2-1 「判断基準」 ○
- 09 □□□ **共犯者の犯罪地**については、(①実行正犯の行為地、②教唆行為又は幫助行為が行われた地) が、すべての共犯者の犯罪地になる。
→ 2-1 ▶ 3 ①
②
- 10 □□□ **外国人が日本国外**において、行使の目的をもって(①日本の通貨、②有価証券)を偽造した場合は、日本の刑法が適用される。
→ 2-2① ①
②
- 11 □□□ **日本人が日本国外**において、(①外国人を傷害、②外国人を欺いて金銭を交付させた、③日本国の公務員に対して、その職務に関しての賄賂の供与を行った、④私文書偽造罪を犯した) 場合は、日本の刑法が適用される。
→ 2-2②、▶ 5 ①
贈賄罪にも適用される ②
③
④
- 12 □□□ 日本国外において日本人に対する殺人の罪を犯した場合には、犯人が日本人である場合にのみ、日本の刑法が適用される。
→ 2-2②、③ ×
外国人の場合も含む
- 13 □□□ 日本国外において、虚偽公文書作成罪を犯した日本国の公務員には、日本の刑法が適用される。
→ 2-2④ ○
- 14 □□□ 刑法には、我が国が加入している**条約**が国外犯の処罰を求めている刑法上の罪を犯した者に対して我が国の刑法が適用される場合が規定されている。
→ 2-2 ▶ 4 ○
- 15 □□□ 国民の国外犯に刑法が適用される罪について、日本国民が行為地の**外国の裁判所で確定裁判**を受けていれば、その者を**重ねて処罰**することはできない。
→ 2-3 ×
重ねて処罰が可能

2の規定について、それぞれ具体例で説明していきます。

- ① アメリカにおいて、アメリカ国民であるAが日本の通貨を偽造した場合、Aには日本の刑法が適用され、通貨偽造罪が成立する。
- ② 日本国民であるAがアメリカで殺人を犯した場合、Aには日本の刑法が適用され、殺人罪が成立する。
- ③ 日本国民であるAがアメリカ国民であるBに、アメリカで殺された場合、Bには日本の刑法が適用され、殺人罪が成立する。
- ④ 日本国の公務員であるAがアメリカで賄賂を受け取った場合、Aには日本の刑法が適用され、収賄罪が成立する。



2 刑法の場所的適用範囲

ランク
B

1 国内犯

意義	日本国内(日本の 領土・領海・領空内)で犯された犯罪については、何人に対しても日本の刑法の適用がある(1 I 属地主義)▶ ²
判断基準	犯罪を構成する事実の全部又は一部 が「日本国内」で生じたかどうかを基準にして判断する▶ ³

▶ 2 「日本国内」には、日本にある外国の大使・公使館の敷地内(大判大7.12.16)、日本の領海内における外国船舶内、国外にある日本船舶又は日本航空機内も含まれる(1 II)。

▶ 3 **【教唆犯(61)・幫助犯(62)の犯罪地】**

共犯者自身の犯罪地と共に、**正犯者の犯罪地**も犯罪地となる(最決平6.12.9)。

2 国外犯▶⁴

		犯罪者の要件	対象となる犯罪
①	2条	日本人・外国人	日本の国益を害する罪(ex. 通貨偽造罪 [148]、 有価証券偽造罪 [162])
②	3条	日本国民	一定の重い罪(ex. 傷害 、殺人、不同意わいせつ、不同意性交罪、強盗、窃盗、 詐欺 、業務上横領、盗品等有償譲受け、 私文書偽造 、建造物等放火等)
③	3条の2	日本国民以外の者	日本国民に対する3条の2に掲げる罪(ex. 傷害、 殺人 、不同意わいせつ、傷害致死、略取及び誘拐、強盗等)
④	4条▶ ⁵	日本国の公務員	所定の罪(ex. 虚偽公文書作成罪 [156]、職権濫用罪 [193]、収賄罪 [197~])

▶ 4 2条から4条までの規定では国外犯を処罰できない場合において、**条約**の要請する範囲でこれを処罰することができる(4の2)。

▶ 5 公務員の国外犯に加功した日本人については、加功行為が日本国外で行われた場合には日本の刑法の適用はない。

* **贈賄罪**は3条(日本国民の国外犯)により処罰

3 外国判決の効力

外国で確定裁判を受けた者であっても、同一の行為について、**更に処罰することを妨げられない**(5本)。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する(5但)。

- 08 □□□ AとBとが□論中、AはBがポケットに手を入れたのを見て、隠し持っている**ナイフを取り出すものと勘違いし**、Bの顔面をこぶしで殴りつけた。この場合、AがBの顔面をこぶしで殴りつけた行為には、正当防衛は成立しない。
- 09 □□□ 4歳のBの母親であるAは、Bと一緒に心中しようとして、Bに対し、「おかあさんと一緒に死のう。」と言って、**Bの同意を得て**Bを殺害した。この場合、Aには、①同意殺人罪、②殺人罪が成立する。
- 10 □□□ Aは、**強盗をする意図**でB宅に立ち入るに際し、「こんばんは」と挨拶し、これに対してBが「お入り」と応答したのに応じてB宅に立ち入った。この場合、Aには、住居侵入罪が成立する。
- 11 □□□ Aは、B宅において**現金を盗み、B宅を出たところでBと出会い**、Bに説諭されて盗んだ現金をBに返そうとしたが、Aを哀れんだBから「その金はやる」と言われ、そのまま現金を持って立ち去った。この場合、Aには、窃盗罪が成立しない。
- 12 □□□ Aは、Bとともに**保険金詐欺を企て**、Bの同意を得て、Bに対し、故意にAの運転する自動車を衝突させて傷害を負わせた。この場合、Aには、傷害罪は成立しない。
- 13 □□□ 犯罪の被害者でない者が**虚偽の被害事実を内容として告訴をした場合**、被告訴人がその事実により告訴されることを承諾していたとしても、虚偽告訴罪が成立する。
- 14 □□□ Aは、Bが一人で所有し、かつ居住する、**住宅密集地にある家に**、Bの承諾を得て**放火して全焼させた**。この場合、Aに放火罪は成立しない。

→ 1 2 「効果」 ○

→ 2 1 「要件を充足しない例」 ①

→ 2 1 「要件を充足しない例」 ② ○

→ 2 1 「要件を充足しない例」 ③ ×

→ 2 1 ▶ 7 ×

→ 2 2 「国家的・社会的法益」 ○

→ 2 2 「国家的・社会的法益」
108条でなく109条2項の放火罪が成立 ×



わかりやすくいえば、被害者の承諾に基づいてなされる行為がモラル違反であれば、**被害者の承諾は無効**となるわけです。

2 誤想防衛

意義	客観的には正当防衛の要件を具備していないにもかかわらず、主観的には正当防衛と誤信して行為に及んだ場合をいう
効果	・ 正当防衛は不成立 。ただし、正当防衛であると思って行為に及んでいる以上、故意責任を問うことができないので、故意犯は成立しない（大判昭8.6.29等） ・ 刑の必要的減輕の規定はない cf. 過剰防衛は刑の任意的減免事由（36Ⅱ）

2 被害者の承諾

ランク
A

1 「被害者の承諾」の意義等

意義	法益の主体である被害者が、自己の法益を放棄し、その侵害に承諾又は同意すること
事由となる要件	① 承諾が被害者自ら処分し得る個人的法益に関するものであること ② 承諾が判断能力のある被害者の真意に出たものであること ③ 承諾が行為の前に存在すること ④ 承諾が外部的に表示され、かつ行為者が被害者の承諾のあることを認識して侵害行為を行ったこと ⑤ 承諾に基づいて行われる行為態様自体が、社会生活上是認できる相当なものであること ▶ 7
要件を充足しない例	① 幼児の承諾 → 上記要件②を欠く ② 錯誤に基づく承諾 （強盗の目的で住居に立ち入る際に「こんばんは」と挨拶した者に対し、「お入り」と応答した場合等）→ 上記要件②を欠く ③ 事後の承諾 （窃盗を見つかり盗んだ現金を返そうとした者に対し、哀れに思って「その金はやる」と言った場合等）→ 上記要件③を欠く

▶ 7 【傷害罪において被害者の承諾があった場合】

単に承諾が存在するという事実だけでなく、承諾を得た**動機・目的、身体傷害の手段・方法、損傷の部位・程度等**、諸般の事情を照らし合わせて違法性の有無を判断すべきである（社会的相当性説 最決昭55.11.13）。

2 承諾の効果

国家的・社会的法益	影響を及ぼさない	虚偽告訴罪
	適用される構成要件の変化	放火罪
個人的法益	影響を及ぼさない	16歳未満の者に対する不同意わいせつ罪、不同意性交等罪 ▶ 8
	構成要件該当性の否定	秘密漏示罪、住居侵入罪、財産犯
	適用される構成要件の変化	殺人罪 → 同意殺人罪 不同意堕胎罪 → 同意堕胎罪

▶ 8 当該16歳未満の者が13歳以上である場合は、その者が生まれた日より行為者が5年以上前の日に生まれたことを要する（176Ⅲ括、177Ⅲ括）。